

第3節 補助参加

【事件 102】補助参加の利益（東京高決 H20.4.30）

《事案》

Aは、Y損保会社との間で搭乗者傷害保険契約（保険者：Y損保会社、被保険者：A）を締結しており、その後、B運転車両の転落事故（Aは同車の搭乗者）により死亡した。Aの相続人Xらは、Y損保会社を被告として基本事件保険契約に基づく保険金請求訴訟を提起したところ、保険金支払義務の発生要件である『事故の偶然性』が争点となった。

Z損保会社は、Aを被保険者とする普通傷害保険契約・交通傷害保険契約の保険者であるところ、Y損保会社からの訴訟告知に応じて、上記保険金請求訴訟についての補助参加の申出をした。なお、A・Z間の保険契約においても、保険金支払義務の発生要件として『事故の偶然性』が要件とされている。

《検討》判決理由中の判断の事実上の影響

↓

X・Y間の保険契約による法律関係とX・Z間の保険契約による法律関係とは、同一被保険者につき死亡を原因とする保険金を給付する同種の保険契約関係にあり、しかも、いずれも事故の偶発性を保険金支払義務の発生要件とするものであるから、同一の争点である事故の偶発性に対する判断（＝判決理由中の判断）が、X・Z間の保険金請求訴訟において参考にされることで、ZのXに対する保険金支払義務の存否について事実上不利益な影響を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、補助参加の利益が認められるべきである。

↓

しかし、本判決は、①X・Y間の保険契約による法律関係とX・Z間の保険契約による法律関係とは「同一被保険者につき死亡を原因とする保険金を給付する同種の保険契約関係というにすぎないものであり、相互に損害を補填し合う関係にある旨の主張立証はないから、何ら法的関連や関係がない。」、②X・Y間の保険金請求訴訟における事故の偶然性についての判断はX・Z間における「保険金支払義務の存否につき法律上何ら影響するものではない」、③「同一の争点に対する判断として、これが参考にされたり、事実上影響することがあるというにすぎないのであり、このような影響を与える関係を法律上の利害関係ということはできない」と述べて、補助参加の利益を否定している。

《論証》「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」

↓

まず、「利害関係」とは、法律上の利害関係、すなわち参加人の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある関係を意味する。

↓

そして、判決の既判力による影響を受ける場合には共同訴訟参加（52条）・共同訴訟的補助参加が用意されているから、参加人の法的地位又は法的利益への影響は、事実上の影響で足りると解する。

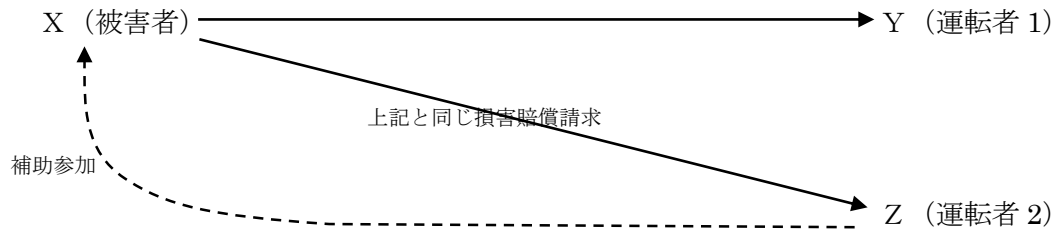
↓

また、事実上の影響である以上、判決主文による影響に限る理由は乏しいから、「訴訟の結果」とは、判決主文に限らず、判決理由中の判断をも含むと解する。

【A32】共同訴訟人の一人の相手方への補助参加（最判 S51.3.30）

《事案》 便宜上、事案を簡略化

Y運転車両とZ運転車両との衝突事故による共同不法行為に基づく損害賠償請求



《判断》

共同訴訟人の1人が相手方当事者に補助参加することについては、かつては、当該補助参加人が同一訴訟で相反する立場を有することとなり、二当事者対立構造に反ずるとして否定する見解もあったが、一律に否定するのは相当でなく、補助参加の利益の有無の問題として捉えるべきである。

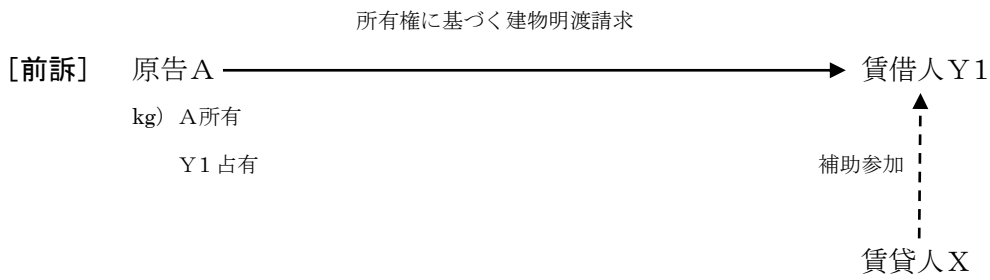
本判決は、上記事案の下で、以下のように判示して、補助参加を認めている。

↓

「XとYらとの間の本件訴訟の結果いかんによってZのXに対する損害賠償責任に消長を来すものではないが、本件訴訟においてYらのXに対する損害賠償責任が認められれば、ZはXに対しYらと各自損害を賠償すれば足りることとなり、みずから損害を賠償したときはYらに対し求償し得ることになるのであるから、Zは、本件訴訟において、Xの敗訴を防ぎ、YらのXに対する損害賠償責任が認められる結果を得ることに利益を有するといえることができ、そのために自己に対する第一審判決について控訴しないときは第一審において相手方であったXに補助参加することも許される。」。

【事件 103】補助参加人に対する判決の効力（最判 S45.10.22）

《事 案》



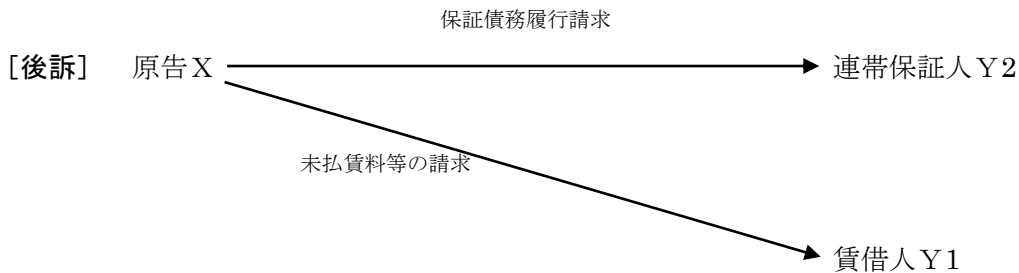
判決) 「本件建物は賃貸当時からAの所有に属し、Xの所有には属していなかった」

⇒ 請求認容

※ この判断は、請求原因であるA所有に対する判断ではない。仮にそうだとすれば、「Xの所有に属していなかった」は傍論にすぎない。

現在ではなく「賃貸当時」における所有が問題とされていることから、賃借権の抗弁の要件事実たる「賃貸当時のX所有」に対する判断である。

cf. 原告Aを賃貸人とする賃借権の抗弁の場合には、請求原因たるA所有の主張により賃貸人の所有が明らかになる上で、そもそも賃借人Y1が賃貸人Aに対して賃借権を対抗するためにはAの所有は不要であるから、賃貸人の所有は問題とならない。



〈Y1・Y2の抗弁〉

①Xが本件建物の所有権又は賃貸権限を有していることを契約の内容として締結した本件賃貸借契約は、要素の錯誤により無効である

②前訴におけるY1敗訴の確定判決の参加的効力により、前訴の補助参加人であったXは、Y1・Y2に対し、本件建物がXの所有に属することを主張できない。

《判 断》

本判決は、「別件訴訟の確定判決の効力は、その訴訟の被参加人 Y1 と補助参加人 X との間においては、その判決の理由中でなされた判断である本件建物の所有権が賃貸当時 X には属していなかったとの判断にも及ぶものというべきであり、したがって、X は、右判決の効力により、本訴においても、Y1 に対し、本件建物の所有権が賃貸当時 X に属していたと主張することは許されない」とした。

↓

なお、原審は、連帯保証人 Y2 が、主債務者 Y1 が債権者 X に対して有する参加的効力の抗弁を自己のために援用することができることを前提にしており、本判決はこの点の原審の判断をも是認したものと解されている。

【事件 104】訴訟告知と参加的効力（最判 H14.1.22）

<p>《事 案》</p> <p style="text-align: center;">売買代金支払請求訴訟</p> <p>[前訴] 売主 X → A (買主?)</p> <p style="text-align: center;">Aが「買主はYであると」と主張したため、Yに訴訟告知</p> <p style="text-align: center;">判決)「Yが買い受けた」として、請求棄却</p> <p style="text-align: center;">売買代金支払請求訴訟</p> <p>[後訴] 売主 X → Y (買主?)</p> <p style="text-align: center;">原審「訴訟告知による判決の効力が被告人Yにも及ぶことになり、Yは、Xに対し、前訴の判決の理由中の判断と異なり、本件商品を買って受けていないと主張することは許されない」として、請求認容</p>
<p>《判断 1》補助参加の利益</p> <p>↓</p> <p>本判決は、「前訴における X の A に対する本件商品売買代金請求訴訟の結果によって、Y の X に対する本件商品の売買代金支払義務の有無が決められる関係にあるものではなく、前訴の判決は Y の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすものではない。」として、補助参加の利益を否定している。</p> <p>↓</p> <p>本判決は、訴訟物限定説に立った上で、A の売買代金支払義務と Y の売買代金支払義務義務とが二者択一関係にないことから、上記のように判示したものと考えられる。</p> <p>↓</p> <p>ただ、訴訟物限定説に立っても、A が、売買契約そのものがなかったことを主張しているのではなく、買主が Y であると主張していることから、XA 売買と XY 売買は事実上の択一的関係にあるといえ、X が敗訴すれば Y が訴えられるおそれがあるという意味において、判決主文が Y の法的地位又は法的利益に事実上不利な影響を及ぼすおそれがあるとして、補助参加の利益を肯定する余地もあろう。</p>
<p>《判断 2》参加的効力</p> <p>↓</p> <p>本判決は、46 条「所定の効力は、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけでなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものであるが、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否の判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当らない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではない」と述べた上で、</p> <p>↓</p> <p>「前訴の判決理由中、A が本件商品を買って受けたものとは認められない旨の記載は主</p>

要事実に係る認定に当たるが、Y が本件商品を買受けたことが認められる旨の記載は、前訴判決の主文を導き出すために必要な判断ではない傍論において示された事実の認定にすぎない。」として、「Yが本件商品を買受けた」という事実認定についての参加的効力を否定した。

↓

なお、本件においては、仮に「Yが本件商品を買受けた」という事実認定が参加的効力の客観的範囲に含まれるとしても、X・Y間においてYに対して参加的効力を及ぼすことを正当化できるだけの利害の一致がないことから、Yに対する参加的効力は否定されよう。

すなわち、訴訟告知に基づく参加的効力は、協同して訴訟を進行し得た者同士の間での敗訴責任の共同負担をその趣旨とするから、これが生じるのは、被告知者が告知者と協同して訴訟を進行することについて利害の一致があり、そうすることを期待できる立場にあるときに限られると解される（平成24年採点実感参照）ところ、X・Y間についてそのような利害の一致があるとまでは言い難いのである。